第二章　長さ基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準巻尺（第二十九条―第三十四条）
第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第三十五条―第三十八条）
第二節　基準器公差（第三十九条）
第三節　検査方法
第一款　基準巻尺（第四十条―第四十四条）
第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第四十五条―第四十七条）
第三章　質量基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　通則（第四十八条―第六十六条）
第二款　基準天びん等（第六十七条―第七十五条）
第三款　基準台手動はかり（第七十六条―第八十二条）
第四款　基準分銅（第八十三条―第九十条）
第二節　基準器公差（第九十一条）
第三節　検査方法
第一款　通則（第九十二条―第九十八条）
第二款　基準天びん（第九十九条―第百二条）
第三款　基準台手動はかり（第百三条―第百九条）
第四款　基準分銅（第百十条）
第四章　温度基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　通則（第百十一条―第百十六条）
第二款　基準ガラス製温度計（第百十七条―第百三十条）
第二節　基準器公差（第百三十一条―第百三十三条）
第三節　検査方法（第百三十四条―第百四十七条）
第五章　面積基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第百四十八条―第百五十条）
第二節　基準器公差（第百五十一条）
第三節　検査方法（第百五十二条―第百五十四条）
第六章　体積基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準フラスコ等（第百五十五条―第百六十二条）
第二款　基準ガスメーター（第百六十三条―第百八十二条）
第三款　基準水道メーター（第百八十三条―第百九十一条）
第四款　基準燃料油メーター（第百九十二条―第二百二条）
第五款　基準タンク（第二百三条―第二百十五条）
第六款　基準体積管（第二百十六条―第二百二十六条）
第二節　基準器公差（第二百二十七条）
第三節　検査方法
第一款　基準フラスコ等（第二百二十八条―第二百三十三条）
第二款　基準ガスメーター（第二百三十四条―第二百四十二条）

第二章　長さ基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準巻尺（第二十九条―第三十四条）
第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第三十五条―第三十八条）
第二節　基準器公差（第三十九条）
第三節　検査方法
第一款　基準巻尺（第四十条―第四十四条）
第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第四十五条―第四十七条）
第三章　質量基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　通則（第四十八条―第六十六条）
第二款　基準天びん等（第六十七条―第七十五条）
第三款　基準台手動はかり（第七十六条―第八十二条）
第四款　基準分銅（第八十三条―第九十条）
第二節　基準器公差（第九十一条）
第三節　検査方法
第一款　通則（第九十二条―第九十八条）
第二款　基準天びん（第九十九条―第百二条）
第三款　基準台手動はかり（第百三条―第百九条）
第四款　基準分銅（第百十条）
第四章　温度基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　通則（第百十一条―第百十六条）
第二款　基準ガラス製温度計（第百十七条―第百二十六条）
第二節　基準器公差（第百三十一条―第百三十三条）
第三節　検査方法（第百三十四条―第百四十七条）
第五章　面積基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第百四十八条―第百五十条）
第二節　基準器公差（第百五十一条）
第三節　検査方法（第百五十二条―第百五十四条）
第六章　体積基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準フラスコ等（第百五十五条―第百六十二条）
第二款　基準ガスメーター（第百六十三条―第百八十二条）
第三款　基準水道メーター（第百八十三条―第百九十一条）
第四款　基準燃料油メーター（第百九十二条―第二百二条）
第五款　基準タンク（第二百三条―第二百十五条）
第六款　基準体積管（第二百十六条―第二百二十六条）
第二節　基準器公差（第二百二十七条）
第三節　検査方法
第一款　基準フラスコ等（第二百二十八条―第二百三十三条）
第二款　基準ガスメーター（第二百三十四条―第二百四十二条）